

2019年規定	2018年規定
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 目的 一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、<u>2019年</u>（以下「当該年」という。）のラリー競技会において優秀な成績を収めたドライバーおよびナビゲーター（ラリー競技開催規定に定めるスペシャルステージラリーにおいてはコ・ドライバー。以下総称して「ナビゲーター」という。）の榮譽をたたえるため、これを認定する日本ラリー選手権規定を制定する。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>第3条 タイトル JAFは、国内競技規則とその付則、ラリー競技開催規定および本規定に基づいて組織し、開催されるラリー競技会のうちから、第2条に基づき次の2タイトルを付す。 ただし、競技会終了後、選手権競技としての要件を満たさなかったと判断した場合、JAFは当該競技会のタイトルを取り消す場合がある。 1. 全日本選手権として申請された国内格式以上の競技会のうちから、3戦以上10戦以内を「全日本ラリー選手権競技会」として認定する。 2. （略）</p> <p>第4条～第6条 （略）</p> <p>第7条 参加車両 当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定める以下の車両とし、4点式以上のFIA公認安全ベルトを装備していること。 1. <u>R</u>： ラリー<u>R</u>車両。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 目的 一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、<u>2018年</u>（以下「当該年」という。）のラリー競技会において優秀な成績を収めたドライバーおよびナビゲーター（ラリー競技開催規定に定めるスペシャルステージラリーにおいてはコ・ドライバー。以下総称して「ナビゲーター」という。）の榮譽をたたえるため、これを認定する日本ラリー選手権規定を制定する。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>第3条 タイトル JAFは、国内競技規則とその付則、ラリー競技開催規定および本規定に基づいて組織し、開催されるラリー競技会のうちから、第2条に基づき次の2タイトルを付す。 ただし、競技会終了後、選手権競技としての要件を満たさなかったと判断した場合、JAFは当該競技会のタイトルを取り消す場合がある。 1. 全日本選手権として申請された国内格式以上の競技会のうちから、3戦以上10戦以内を「全日本ラリー選手権競技会」として認定する。<u>認定を受けようとするオーガナイザーは、カレンダー登録申請締切日前にJAFによって開催される「全日本ラリー選手権カレンダー登録申請に係る説明会」に出席すること。</u> <u>※開催日時、開催場所等の詳細は別途公示される。</u> 2. （略）</p> <p>第4条～第6条 （略）</p> <p>第7条 参加車両 当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定める以下の車両とし、4点式以上のFIA公認安全ベルトを装備していること。 1. <u>RR</u>： ラリー<u>RR</u>車両。</p>

2. RJ :

ラリーRJ車両。自動車製造者が当該車両（同一車両型式）の生産を中止（終了）した10年後の当該年末まで資格を有する。

3. RPN :

ラリーRPN車両。同一車両型式の最も古いJAF登録年が2006年1月1日以降の車両のみ資格を有する。

4. AE :

ラリーAE車両。

2. RN :

ラリーRN車両。

3. RJ :

ラリーRJ車両。自動車製造者が当該車両（同一車両型式）の生産を中止（終了）した10年後の当該年末まで資格を有する。

4. RPN :

ラリーRPN車両。同一車両型式の最も古いJAF登録年が2006年1月1日以降の車両のみ資格を有する。

5. AE :

ラリーAE車両。

第8条 クラス区分

参加車両は下表の通りクラス区分される。

クラス6 (JN-6)	気筒容積が1500cc以下のRJ、RPN（ATに限定）およびAE（気筒容積別区分なし）
クラス5 (JN-5)	気筒容積が1500cc以下の前輪駆動のRJ、RPN
クラス4 (JN-4)	気筒容積が1500ccを超え2500cc以下の前輪駆動および4輪駆動のRJ、RPN
クラス3 (JN-3)	気筒容積が2500cc以下の後輪駆動のRJ、RPN
クラス2 (JN-2)	気筒容積が2500ccを超える2輪駆動のRJおよび2輪駆動のR
クラス1 (JN-1)	気筒容積が2500ccを超える4輪駆動のRJ、4輪駆動のR

第8条 クラス区分

参加車両は下表の通りクラス区分される。

クラス1 (JN-1)	気筒容積が1600cc以下の2輪駆動のRPNおよびAE（気筒容積別区分なし）
クラス2 (JN-2)	気筒容積が1600ccを超え2000cc以下の2輪駆動のRPN。
クラス3 (JN-3)	気筒容積が1500cc以下の2輪駆動のRN、RJ。
クラス4 (JN-4)	気筒容積が1500ccを超え2500cc以下のRN、RJ。
クラス5 (JN-5)	気筒容積が2500ccを超える2輪駆動のRN、RJ、およびRR（気筒容積別区分なし）
クラス6 (JN-6)	気筒容積が2500ccを超える4輪駆動のRN、RJ。

第9条 参加資格

全日本選手権競技に出場するものは、参加申し込み締め切り時点において、参加車両を運転するのに有効なる運転免許を取得後1年以上経過していなければならない。ただし、ドライバーもしくはナビゲーターのうち、いずれかが過去に地方ラリー選手権競技会において、2回以上の順位認定を受けた実績がある場合は、この限りではない。

第9条 参加資格

全日本選手権競技に出場するものは、参加申し込み締め切り時点において、参加車両を運転するのに有効なる運転免許を取得後1年以上経過していなければならない。

第10条 得点基準および選手権順位の決定

1. 得点基準

1) クラス別得点

選手権として成立した各競技で完走したドライバーおよびナビゲーターに対し、競技結果成績に基づき、第8条に定めるクラス別の順位に従って下記の表による得点を与える。

ただし、不成立となったクラスの車両が参加出走した場合において、成立しているクラスのうちの最上位クラスは当該車両を含んだ順位に基づいて得点が与えられるものとする。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点

2) 得点係数

クラス別得点には、実際に行われたスペシャルステージの総距離および路面に従って以下の係数を乗じる。なお、小数点以下の得点もすべて有効とする。

スペシャルステージの距離	舗装(アスファルト、ターマック等)／ 積雪(氷結路面を含む)	未舗装(グラベル等)
50km～100km未満	1. 0	1. 2
100km以上	1. 2	1. 5

なお、第6条3. により選手権として成立した場合には、いずれも係数は0. 8とする。

3) レグ別得点

選手権として成立した各競技における第8条に定めるクラス別の順位に従って上位3位のドライバーおよびナビゲーターに対し、レグ2以降に下記の表による得点を与える。

なお、当該得点には、上記2) の得点係数は乗じない。

順位	1位	2位	3位
得点	3点	2点	1点

2. 選手権順位の決定

1) 選手権として成立した競技会数が8戦以上の場合は高得点順に6戦を、7戦以下の場合は高得点順に5戦を得点合計の対象とする。

2) ～5) (略)

第10条 得点基準および選手権順位の決定

1. 得点基準

1) クラス別得点

選手権として成立した各競技で完走したドライバーおよびナビゲーターに対し、競技結果成績に基づき、第8条に定めるクラス別の順位に従って下記の表による得点を与える。

ただし、不成立となったクラスの車両が参加出走した場合において、隣接する上位クラスが成立しているときは、そのクラスは当該車両を含んだ順位に基づいて得点が与えられるものとする。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点

2) 得点係数

クラス別得点には、実際に行われたスペシャルステージの総距離および路面に従って以下の係数を乗じる。なお、小数点以下の得点もすべて有効とする。

スペシャルステージの距離	舗装(アスファルト、ターマック等)／ 積雪(氷結路面を含む)	未舗装(グラベル等)
50km～100km未満	1. 0	1. 2
<u>100km～150km未満</u>	1. 2	1. 5
<u>150km以上</u>	<u>1. 5</u>	<u>2. 0</u>

なお、第6条3. により選手権として成立した場合には、いずれも係数は0. 8とする。

3) レグ別得点

選手権として成立した各競技の各レグにおける第8条に定めるクラス別の順位に従って上位3位のドライバーおよびナビゲーターに対し、レグ毎に下記の表による得点を与える。

なお、当該得点には、上記2) の得点係数は乗じない。

順位	1位	2位	3位
得点	3点	2点	1点

2. 選手権順位の決定

1) 選手権として成立した競技会数が8戦以上の場合は高得点順に7戦を、7戦以下の場合は全戦を得点合計の対象とする。

2) ～5) (略)

第11条 (略)

第12条 参加車両

参加できる車両は、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定めるR車両、RJ車両、RPN車両、RF車両またはAE車両とする。

ただし、RF車両のホイールおよびタイヤについては、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第3章第6条RJ車両規定に従うこと。

なお、過給器付車両のエアリストリクターについては、開催地域毎に当該地域の地方選手権を構成するオーガナイザーのすべての同意を得たうえで、当該年の前年の11月15日までにJAFに申請し承認を得ることを条件に下記の措置を講ずることができる。

1. クラス毎にエアリストリクターの装着を義務づけること、または任意とすること。
2. エアリストリクターの装着を義務付ける場合、そのサイズは、クラス毎に最大内径33mm(外径39mm未満)を設定すること。
3. RPN車両における同一車両型式の最も古いJAF登録年の年次制限を設定すること。

第13条 (略)

第14条 参加資格

1. 地方選手権の地域区分は、下記の5地区に分割する。

JAF北海道ラリー選手権	北海道
JAF東日本ラリー選手権	青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、新潟、長野、山梨、群馬、栃木、茨城、埼玉、東京、神奈川、千葉

第11条 (略)

第12条 参加車両

参加できる車両は、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定めるRR車両、RN車両、RJ車両、RPN車両、RF車両またはAE車両とする。

ただし、RF車両のホイールおよびタイヤについては、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第3章第6条RJ車両規定に従うこと。

なお、過給器付車両のエアリストリクターについては、開催地域毎に当該地域の地方選手権を構成するオーガナイザーのすべての同意を得たうえで、当該年の前年の11月15日までにJAFに申請し承認を得ることを条件に下記の措置を講ずることができる。

1. クラス毎にエアリストリクターの装着を義務づけること、または任意とすること。
2. エアリストリクターの装着を義務付ける場合、そのサイズは、クラス毎に最大内径33mm(外径39mm未満)を設定すること。
3. 第7条参加車両2. 2)による年次制限を設定すること。

第13条 (略)

第14条 参加資格

1. 地方選手権に出場するものは、参加申し込み締め切り時点において、参加車両を運転するのに有効なる運転免許を取得後1年以上経過していなければならない。

2. 地方選手権の地域区分は、下記の5地区に分割する。

JAF北海道ラリー選手権	北海道
JAF東日本ラリー選手権	青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、新潟、長野、山梨、群馬、栃木、茨城、埼玉、東京、神奈川、千葉

<p>J A F 中部・近畿ラリー選手権： 静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、滋賀、京都、奈良、和歌山</p> <p>J A F 中四国ラリー選手権： 岡山、鳥取、島根、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛</p> <p>J A F 九州ラリー選手権： 福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄</p> <p><u>2.</u> 各地方選手権は原則として、上記に区分された当該地区内にすべての行程が設定されなければならない。</p> <p>第15条～第22条 (略)</p> <p>第23条 本規定の施行 本規定は、<u>2019</u>年1月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>J A F 中部・近畿ラリー選手権： 静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、滋賀、京都、奈良、和歌山</p> <p>J A F 中四国ラリー選手権： 岡山、鳥取、島根、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛</p> <p>J A F 九州ラリー選手権： 福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄</p> <p><u>3.</u> 各地方選手権は原則として、上記に区分された当該地区内にすべての行程が設定されなければならない。</p> <p>第15条～第22条 (略)</p> <p>第23条 本規定の施行 本規定は、<u>2018</u>年1月1日から施行する。 <u>ただし、第3条1. については2017年7月28日から施行する。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	---